

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	健康推進課
委託業務名	令和8年度子宮頸がん検診事業等
委託業務場所	滋賀県内子宮頸がん検診実施委託医療機関
概要	20歳以上の女性市民を対象に子宮頸がん検診を実施する。 〔内容〕問診、視診、内診、細胞診、検査機関への検体提出、 検査結果の通知、要精密検査者への指導、手数料徴収
契約期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
契約年月日	令和8年4月1日
契約金額	1件につき 7,757円 重複子宮の場合の2件目 4,470円
契約の相手方	〔所在地〕栗東市糺一丁目10番7号 〔名称〕一般社団法人滋賀県医師会
契約相手方の選定理由	滋賀県内の医療機関での子宮頸がん検診受診を可能にすることを目的に、平成23年度から滋賀県内19市町と一般社団法人滋賀県医師会との集合契約を締結しているため。
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

- (注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
2 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号を根拠とする政策
随意契約については、別途公表をしています。